

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		法令番号	昭和35年法律第145号					
手続名	旧法の医薬品販売業の許可の更新		根拠条項	附則第8、10、14条					
審査基準	<p>薬事法の規定による薬種商販売業、既存配置販売業及び特例販売業の許可は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失う。</p> <p>当該更新については、法令等に基づき行うものとする。</p> <p>ただし、構造設備等に変更があった場合には、必要に応じて現地調査を行う。</p>								
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	20日	目次
						標準経由期間	日		